

**環境報告書の作成基準及び審査基準
についてのモニター募集**

募集要項

平成15年12月

環 境 省

1. 目的

環境省では、環境報告書のより一層の普及を図るため、「環境報告書作成基準」及び「環境報告書審査基準」についての検討を行っており、現在、これらの基準案についてのパブリックコメントを実施しています。

「環境報告書の作成基準及び審査基準についてのモニター募集」は、これらの基準案についてのパブリックコメントの実施に加えて、環境報告書について事業者内部の審査担当部門が審査を実施する自己宣言または外部の第三者が審査を実施する第三者レビューにおける基準案の実務上の適用可能性を検討するために実施するものです。

2. 背景

環境報告書は、事業者の自主的積極的な環境配慮への取組が社会や市場の中で積極的に評価されるような条件を整備するための有力なツールのひとつですが、環境報告書を作成・公表する事業者は着実に増加しつつあるもののいまだ十分ではなく、今後は、さらなる環境報告書の普及促進と信頼性の向上を図っていくことが重要となっています。

このため、環境省では、平成 11 年度から環境報告の普及促進を図るための方策について検討を実施してきましたが、環境報告書の信頼性の向上を図るために有力な方策のとして、環境報告書に関する内部管理の徹底や第三者レビュー等が指摘されてきたところです。

こうした提言等を踏まえ、環境省では、企業実務者、学識経験者、審査実務者等から構成される「環境報告書基準委員会」及び「環境報告書審査基準委員会」を設置し、環境報告書の最低限必要な記載事項を示すことを目的とした「環境報告書作成基準」及び環境報告書の第三者レビューにおける対象事項や審査手続きについて示すことを目的とした「環境報告書審査基準」の策定に向けた検討を実施してまいりました。なお、「環境報告書審査基準」は、事業者内部の審査担当部門が審査を実施する場合においても参考となりうるものです。

これらの基準案は、今後、環境報告書に係る作成基準や審査基準について、社会的な合意を形成していくための基礎資料となることが期待されています。

(*) 現在、「環境報告書基準委員会」及び「環境報告書審査基準委員会」におけるこれまでの検討結果を中間的に取りまとめた「環境報告書作成基準(案)」及び「環境報告書審査基準(案)」について、広く国民の皆様からのご意見を募集(パブリックコメント)しています。

その結果を踏まえて「環境報告書基準委員会」及び「環境報告書審査基準委員会」がとりまとめる環境報告書作成基準及び環境報告書審査基準が平成 16 年 2 月頃公表される予定です。

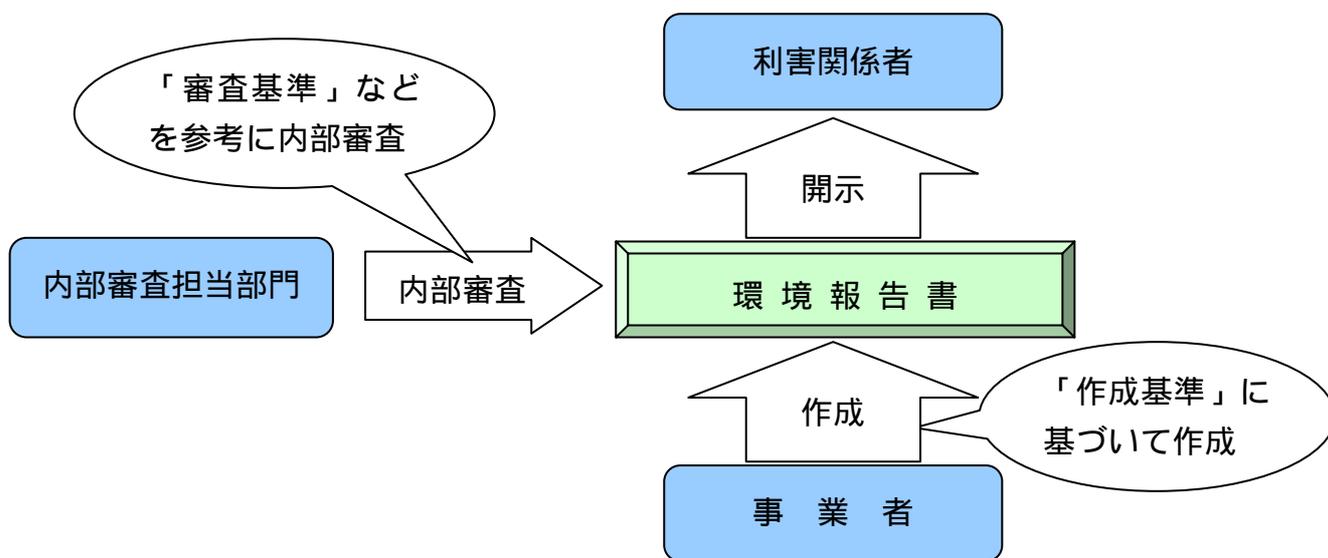
環境報告書作成基準(案)及び審査基準(案)のパブリックコメントについては、<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=4535> を参照してください。

3 . 参加形態

モニターとしての参加形態には、以下の2種類があります。

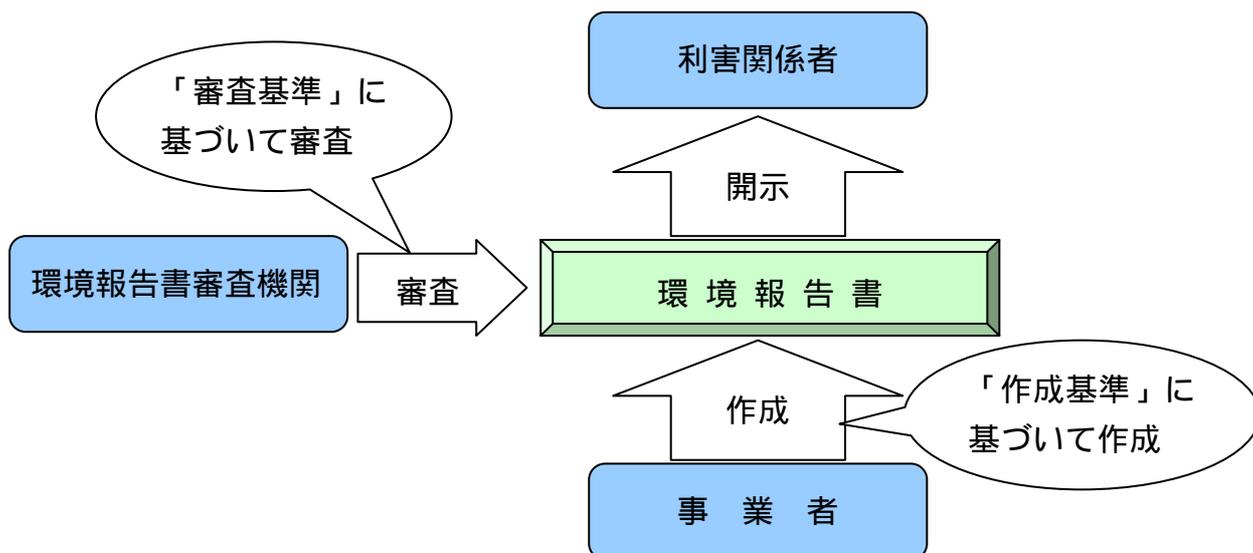
自己宣言による場合

事業者は「作成基準」に基づき、自主的に環境報告書を作成し、これを事業者内部の審査担当部門が、「審査基準」等を参考に審査を実施し、共通基盤に適合した環境報告書として自己宣言の上、開示するものです。



第三者レビューによる場合

事業者が「作成基準」に基づき、自主的に環境報告書を作成し、これを環境報告審査機関が、「審査基準」に基づいて審査（第三者レビュー）を実施し、共通基盤に適合した環境報告書として開示するものです。



4 . モニター募集の内容

(1) 実施主体

環境省

(2) 募集方法及び結果通知

募集方法

モニターとしてご協力いただける事業者を下記のとおり、各若干数募集いたします。

) 自己宣言による参加

) 第三者レビューによる参加

なお、応募事業者が多数の場合は、業種、事業者が作成した過去の環境報告書、参加事業者の内部審査体制または審査機関の状況等を勘案して選考いたします。

また、事業の途中において、当初申し込まれた) または) の参加形態から他の参加形態に変更することもできます。

結果通知

募集結果は、平成 16 年 1 月中旬を目途に、郵送にて通知いたします。なお、選考状況についてのお問い合わせはご遠慮ください。

(3) 参加要件

平成 16 年 7 月末までに、環境報告書作成基準に基づいた環境報告書を作成し、モニターへの参加形態に応じて、次の審査を実施すること。

) 自己宣言による場合には、事業者内部の審査担当部門による内部審査

) 第三者レビューによる場合には、予め参加事業者が届け出た審査機関による環境報告書審査基準に基づく審査

事業者内部の審査担当部門による内部審査または審査機関による審査状況概要書（仮称）を当該環境報告書に含めて開示を行うこと。

環境省が必要に応じて実施する調査及びヒアリング等に協力し、必要な意見提出、情報提供を行うこと。

環境報告書作成基準及び環境報告書審査基準については、現在実施中のパブリックコメントを踏まえ、「環境報告書基準委員会」及び「環境報告書審査基準委員会」がとりまとめ、平成 16 年 2 月頃公表される予定です。

第三者レビューによる場合の参加に当たっては、可能な限り予め審査機関を選定の上、応募してください。

審査機関は、本募集要項の「 5 . モニター募集における審査機関に関する要件」を満たすものであることが必要です。

参加事業者の業種業態は問いません。

(4) 審査費用

環境報告書の作成、参加事業者の内部審査または審査機関による審査のための費用は参加事業者のご負担となります。

(5) スケジュール

平成15年12月18日	募集開始
平成16年1月15日	募集締め切り
1月下旬	参加決定通知
1月下旬	参加事業者及び審査機関説明会開催（東京を予定）
2月～7月の間	自己宣言による場合 各事業者において環境報告書の作成及び内部審査の実施 第三者レビューによる場合 各事業者において環境報告書の作成及び第三者レビューの受審
3月中旬	進捗状況に関する中間調査の実施 (取組の進捗状況調査及びご意見等の提出)
7月末	環境報告書及び環境報告書審査状況概要書（仮称）の提出 (取組の進捗状況調査及びご意見等の提出) (第三者レビューによる場合には、審査状況概要書は審査機関より別途提出していただきます)
8月上旬	取組結果の取りまとめ
8月下旬	モニター結果の取りまとめ（環境省）

(6) 参加事業者及び審査機関説明会の開催

参加事業者及び審査機関を対象とした説明会を、平成16年1月下旬に開催いたしますので、必ずご出席ください。

なお、詳しい日時、会場については、参加事業者及び審査機関に直接ご連絡いたします。

(7) その他

ご提出いただいた各事業者の個別意見、関連資料等は公開されません。

5 . モニター募集における審査機関に関する要件等

(1) 審査機関に関する要件

審査機関として環境報告書審査を行おうとする者は、以下の要件を満たしていることが必要です。

業務を適確かつ円滑に実施するのに必要な財政基盤を有すること

組織の人的構成(*)が環境報告書審査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと

環境報告書審査の業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって

環境報告書審査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと

(*)審査機関の審査員として望ましい知識、実務経験等は、以下のようなものが考えられます。

- ・ 一般的な環境問題（地球温暖化、廃棄物、化学物質等）に関すること
- ・ 審査対象となる事業者の業種特性に応じた環境負荷に関すること
- ・ 事業者の内部統制機能（コンプライアンス、環境マネジメントシステムを含む）に関すること
- ・ 情報開示に対する第三者レビュー（保証、検証、監査等）の仕組みに関すること

(2) 環境報告書審査状況概要書（仮称）の必要事項

環境報告書の審査を実施した事業者の内部審査担当部門（自己宣言による場合）または審査機関（第三者レビューによる場合）は、以下の項目等を取りまとめた「環境報告書審査状況概要書（仮称）」をご提出いただきます。

- ・ 内部審査担当部門（自己宣言による場合）または審査機関（第三者レビューによる場合）の名称
- ・ 審査責任者の氏名
- ・ 審査の実施状況（審査時間、審査実施サイト、審査手続きの概要等）
- ・ 結論

6 . 参加申込方法

次の参加申し込み先に、郵送で参加申込書をご送付ください（電子メール及び FAX での申込はご遠慮ください）。

(参加申し込み先)

株式会社 エコマネジメント研究所（事務委託先）

担当 田中・森下

〒150-0036 東京都渋谷区南平台町 1 - 9 南平台宝来ビル 6 階

TEL : 03-3462-4861 FAX : 03-3462-4860

e-mail : e-report@ecomane-inst.co.jp

(自己宣言による場合)

事務局 使用欄	整理番号： 受付日： 月 日
------------	-------------------

環境報告書の作成基準及び審査基準についてのモニター 参加申込書

事業者名	
業種(注1)	
従業員数/売上高	従業員数()人 売上高()円
代表者の役職及び氏名	
連絡先(注2)	担当者氏名 所属部署名 住所 〒 電話 FAX 電子メール URL
審査担当部署	審査担当部署名 担当者氏名 住所 〒 電話 FAX 電子メール
過去の環境報告書の内部審査実績の有無(注3)	有 ・ 無 (いずれかに)

注1:「業種」は、例えば「 の製造」、「 の小売り」等、具体的にわかりやすく記入してください。また可能な限り、応募事業者の事業内容がわかるパンフレット等を添付してください。

注2:「担当者氏名」は、環境省及び事務局からの問い合わせに対応できる方の氏名を記入してください。また「連絡先」は、環境省及び事務局からの問い合わせ等をする場合の、担当者の所属部署、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス、応募事業者のホームページのURLを記入してください。

注3:過去に環境報告書を作成している場合は、直近のものを3部添付してください。

注4:事務局使用欄には、記入しないでください。

(第三者レビューによる場合)

事務局 使用欄	整理番号： 受付日： 月 日
------------	-------------------

環境報告書の作成基準及び審査基準についてのモニター 参加申込書

事業者名	
業種(注1)	
従業員数/売上高	従業員数()人 売上高()円
代表者の役職及び氏名	
連絡先(注2)	担当者氏名 所属部署名 住所 〒 電話 F A X 電子メール U R L
予定審査機関(注3)	審査機関名 住所 〒 電話 F A X
過去の環境報告書の第三者レビュー受審の有無(注4)	有 ・ 無 (いずれかに) 有りの場合：審査機関名()

注1：「業種」は、例えば「 の製造」、「 の小売り」等、具体的にわかりやすく記入してください。また可能な限り、応募事業者の事業内容がわかるパンフレット等を添付してください。

注2：「担当者氏名」は、環境省及び事務局からの問い合わせに対応できる方の氏名を記入してください。また「連絡先」は、環境省及び事務局からの問い合わせ等をする場合の、担当者の所属部署、電話番号、F A X番号、電子メールアドレス、応募事業者のホームページのU R Lを記入してください。

注3：可能な限り、審査機関の事業や活動の内容がわかるパンフレット等を添付してください。

注4：過去に環境報告書を作成している場合は、直近のものを3部添付してください。

注5：事務局使用欄には、記入しないでください。

参考 1：環境報告書作成基準（案）について

・概要

（ア）構成

環境報告書作成基準（案）は、環境報告書が最低限満たすべき基本的な枠組みを示す「本文」、本文の内容を補足する「注解」、本文のうち「10．事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組状況」を記載する際の参考例を示す「付表」から構成されます。

（イ）内容

1．目的

環境報告書の共通の指針として必要な環境報告書の記載事項を定めるものです。

2．一般的報告原則

一般的報告原則は、合理的な報告を行うに当たっての基本的な考え方または理念であり、判断に迷った場合などに方向性を確認するための原則が示されています。

3．環境報告書に含まれる記載事項

事業者の環境配慮に関する状況概観できるように配慮された、基本的な8つの記載事項を示していますが、さらに事業者の実情に応じて、項目を追加することができます。

対象期間及び対象組織

事業の概況

事業活動における環境配慮の方針等

事業活動への環境配慮の組込みに関する目標、計画及び実績等の総括

環境マネジメントシステムの状況

環境に関する規制の遵守状況

事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況

環境負荷の低減に資する製品、サービス等の状況

- （*）環境負荷の状況は環境パフォーマンス指標を用いて定量的に示すこととされ、具体的な環境パフォーマンス指標は事業者が実情に応じて決定することができます。環境パフォーマンスの集計方法について、未確定な部分もあるため、事業者が採用した測定または算出の方法を記載することとして透明性を高めています。

（付表）重要な環境パフォーマンス指標に関する参考例示

環境パフォーマンス指標の参考例として、総エネルギー投入量、水資源投入量、廃棄物等総排出量等が示されています。

・基本的な考え方

（ア）作成基準の対象

近年、事業者の発行する環境に関する情報を含む報告書は、環境だけでなく、経済的側面や雇用や労働安全衛生などの社会的側面を含め、「持続可能性報告書」あるいは

は「社会・環境報告書」等として発行されるケースが増加しつつあります。

そのため、本基準の取り扱う環境報告書は、報告書の名称を問わず、企業の社会的責任や持続可能性に関する情報を含む場合であっても、環境に関する部分については、本基準の対象となりうることにしています。

(イ) 環境報告書に記載すべき情報の選択

本基準案においては、環境報告書に記載すべき事項として8項目を提示していますが、各項目の具体的な記載内容や対象範囲については、事業者が利害関係者の判断に与える影響の重要性を考慮することを基本的な考え方としています。特に、事業者の事業活動の態様により大きく異なる環境パフォーマンスについては、事業者が選択する際の参考となるように、重要な環境パフォーマンス指標の例を付表に提示することとしました。

(ウ) 情報の開示に関する留意点

本基準案では、上記(イ)にあるように事業者が記載すべき内容を決定することとしており、環境報告書に掲載すべき情報の測定方法や算出方法、集計範囲等について一律に明確に規定することはしていません。このため、環境報告書の作成事業者においては、例えば、環境パフォーマンスの集計結果だけでなく、その測定方法や算出方法、集計範囲についても明確に記載することとしました。

参考2：環境報告書審査基準（案）について

・概要

(ア) 構成

環境報告書審査基準（案）は、環境報告書審査の実施についての基本的な枠組みを示す「本文」、本文の内容を補足する「注解」から構成されています。

(イ) 内容

1．目的

環境報告書の審査実施において、環境報告書審査機関が環境報告書の審査を実施する際に準拠すべき方法を定めるものです。

2．一般基準

環境報告書審査の目的、対象を定めているほか、環境報告書審査機関のあり方、環境報告書審査機関が守るべき義務等について定めています。

3．実施基準

環境報告書審査機関が環境報告書の審査を実施する際の手続について定めています。

4．報告基準

環境報告書審査機関が結論を表明する際に、審査報告書に記載すべき事項等を定めています。

・基本的な考え方

(ア) 審査の対象

環境報告書審査は、環境情報が生成し、集計され、外部に公表されるまでのそれぞれのプロセスにおける正確性を重視しており、最終的な環境報告書の表現のみをチェックすることを意図した審査ではありません。

具体的な審査の対象を環境報告書作成基準に沿って示しましたが、事業者との合意により審査対象を拡大できることとしました。

(イ) リスクアプローチ

環境報告書審査の実施手続の根幹をなす考え方はリスクアプローチです。リスクアプローチとは、環境報告書審査上に存在する複合的な審査リスクの程度を合理的な程度に低い水準に抑えるために、審査リスクが高い事項について重点的に環境報告書審査機関の人員や時間を充てることにより、審査を効果的かつ効率的な実施するという手法です。

・リスク概念

審査リスクを、環境報告書における重要な誤りや漏れを見逃ごして、誤った結論を表明するリスクであるとし、審査リスク構成する固有リスク、統制リスク及び発見リスクの概念を示しました。

・リスクアプローチの考え方

リスクアプローチの考え方は、虚偽記載が行われる可能性の要因の把握及び評価を通じて、実施する審査手続、実施の時期及び範囲を決定することにより、より効果的かつ効率的な審査を実現しようとするものです。これは、企業が自ら十分な内部統制を構築し適切に運用することにより、虚偽記載が行われる可能性を減少させるほど、審査も効率的に実施されることを意味します。したがって、リスクアプローチに基づいて審査を実施するためには、環境報告書審査人による各リスクの評価が決定的に重要となります。

(ウ) 結論の表明方法

環境報告書審査の結論は、審査手続の範囲の限りにおいて判断したものであることを明記することとしました。